令和６年３月１２日　厚生委員会

市民生活部市民課

議 案 説 明 資 料

１　議案第２０号　田川市子ども医療費の支給に関する条例等の一部改正について…　Ｐ１

議案第２０号　田川市子ども医療費の支給に関する条例等の一部改正について

１　改正理由

本市の子育て支援策を充実させるため、現在中学生まで完全無償化している子ども医療費の適用範囲を高校生世代（１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にあるもの）まで拡大することに伴い、所要の改正を行う。

２　改正の内容

田川市子ども医療費の支給に関する条例において、支給対象となる子どもの年齢要件を改正するとともに、併せて、田川市重度障害者医療費の支給に関する条例及び田川市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例において、子ども医療費との支給対象の調整に係る規定を整備するもの。

３　改正による影響及び効果

高校生世代約１，２００人の医療費助成を行うことにより、子育て世帯の経済的負担が軽減される。

４　参考資料

子ども医療費助成事業費の「高校生世代拡大」に関する資料　（別紙１）

５　新旧対照表（別紙２）

（別紙１）

子ども医療費助成事業費の「高校生世代拡大」に関する資料

１　助成内容と方法について

現在中学生まで助成している子ども医療費の対象を、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にあるもの（高校生世代）まで拡大する。新たな適用見込者数は、約１，２００人。適用世帯に所得制限は設けず、医療機関窓口での一部自己負担金は徴収しない（「所得制限なし」「完全無償化」の方法で拡大）。

２　事務手続きとスケジュール

現高校生は一旦１５歳年度末で資格を喪失しているため、条例等の規定に基づき、改めて申請が必要。以下のスケジュールにより、適用開始は令和６年１０月１日となる。

令和６年１０月開始までのスケジュール

<table>
<tr><th>R6.4</th><th>R6.5</th><th>R6.6</th><th>R6.7</th><th>R6.8</th><th>R6.9</th><th>R6.10</th></tr>
<tr><td colspan="2">① 庁内システム改修</td><td rowspan="3">④対象世帯申請案内送付、広報</td><td rowspan="3" colspan="2">⑤窓口申請受付</td><td rowspan="3">⑥医療証発　送</td><td rowspan="3">⑦高校生世代助成開始</td></tr>
<tr><td></td><td>②対象世帯電算抽出</td></tr>
<tr><td></td><td>③国保連システム対応依頼</td></tr>
</table>

３　令和６年度予算計上額

高校生世代の医療費は、年間約３０，０００千円と想定。ただし、令和６年度は１０月適用開始のため、４か月分の計上（通年の１／３）となっている（医療費は２か月遅れ請求のため、支払は１２月から３月までとなる）。

３款2項2目　子ども医療費助成事業費　［単位：千円］

節	名称	(A)高校生拡大あり	(B)高校生拡大なし	(A)−(B)差引増減
10	消耗品費	9	6	3
10	印刷費	54	49	5
11	郵便料	314	110	204
12	システム保守委託料	198	198	0
12	子ども医療費審査委託料	6,172	5,936	236
12	月報用データ等作成委託料	55	53	2
12	システム開発等委託料	2,750	0	2,750
19	子ども医療費	226,000	216,000	10,000
合計		235,552	222,352	13,200

左表は、令和６年度当初予算要求で計上している子ども医療費助成事業費（高校生拡大分含む）を、拡大しない場合と比較したもの（差引増減額が拡大分に該当）。このうち「こども医療費審査委託料」「月報用データ等作成委託料」「子ども医療費」は、施行日がＲ６年１０月１日のため、年間経費の４カ月分相当額の計上となっている。

○田川市子ども医療費の支給に関する条例（昭和４８年条例第５号）新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
第１条　略 （定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ⑴　子ども　市内に住所を有する者で次のいずれかに該当するものをいう。ただし、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による保護を受けている者を除く。 ア　３歳に達する日の属する月の末日までの間にある者 イ　３歳に達する日の属する月の翌月の初日から１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者で、その生計を維持する者の前年の所得（１月から９月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得とする。＿＿＿＿＿）が児童手当法施行令（昭和４６年政令第２８１号）第１条に規定する額を超えないもの ウ　ア及びイ以外の者で、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にあるもの ⑵及び⑶　略 （対象者）	第１条　略 （定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ⑴　子ども　市内に住所を有する者で次のいずれかに該当するものをいう。ただし、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による保護を受けている者を除く。 ア　３歳に達する日の属する月の末日までの間にある者 イ　３歳に達する日の属する月の翌月の初日から１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者で、その生計を維持する者の前年の所得（１月から９月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が児童手当法施行令（昭和４６年政令第２８１号）第１条に規定する額を超えないもの ウ　ア及びイ以外の者で、１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にあるもの ⑵及び⑶　略 （対象者）

【別紙２】

新（改正案）	旧（現行）
第３条　この条例により医療費の支給を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てに該当する子どもの保護者とする。ただし、生活保護法による保護を受けている者を除く。 ⑴　略 ⑵　医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者又は被扶養者であること。 （子ども医療費の支給） 第４条　市は、子どもの疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に要する費用（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「医療保険各法の保険者」と総称する。）が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額は含まない。）を、当該子どもの保護者に対し、子ども医療費として支給する。 ２　略	第３条　この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に該当する子どもの保護者とする。ただし、生活保護法による保護を受けている者を除く。 ⑴　略 ⑵　医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者（以下「被保険者等」という。）又は被扶養者であること。 （子ども医療費の支給） 第４条　市は、子どもの疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に要する費用（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「医療保険各法の保険者」と総称する。）が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。）を、当該子どもの保護者に対し、子ども医療費として支給する。 ２　略

【別紙２】

新（改正案）	旧（現行）
第５条　略 （子ども医療証の交付） 第６条　市長は、子どもの保護者であって、かつ、前条の規定に基づき認定を受けたもの（以下「受給資格者」という。）に対し、規則の定めるところにより、子ども医療証を交付するものとする。 ２　略 （子ども医療証の提出） 第７条　子どもが規則で定める病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という。）において医療を受けようとするときは、受給資格者は、当該保険医療機関等に子ども医療証を提出するものとする。 第８条から第１２条まで　略 （委任） 第１３条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	第５条　略 （医療証の交付） 第６条　市長は、子どもの保護者であって、かつ、前条の規定に基づき認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）に対し、規則の定めるところにより、子ども医療証を交付するものとする。 ２　略 （医療証の提出） 第７条　子どもが規則で定める病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という。）において医療を受けようとするときは、受給資格者は、当該保険医療機関等に医療証を提出するものとする。 第８条から第１２条まで　略 （規則への委任） 第１３条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【別紙２】

○田川市重度障害者医療費の支給に関する条例（昭和４９年条例第２２号）新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
第１条　略 （定義） 第２条 ⑴及び⑵　略 ⑶　児童福祉法第１１条第１項第２号及び知的障害者福祉法第１１条第１項第２号の規定により中等度の知的障害者と判定され、かつ、前号に規定する身体障害者障害程度等級表の３級に該当する者 ⑷　略 ２から４まで　略 ５及び６　略 （対象者） 第３条　この条例の対象者は、次に掲げる要件の全てに該当する重度障害者とする。 ⑴　市内に住所を有する３歳に達する日の属する月の末日を経過した者であること。	第１条　略 （定義） 第２条　略 ⑴及び⑵　略 ⑶　児童福祉法第１１条第１項第２号及び知的障害者福祉法第１１条第１項第２号の規定により中等度の知的障害者と判定され、かつ、前号に規定する身体障害者障害等級表　　の３級に該当する者 ⑷　略 ２から４まで　略 ５　この条例において「６５歳未満の者」とは、６５歳に達する日の属する月の末日までの者をいう。 ６及び７　略 （対象者） 第３条　この条例の対象者は、次に掲げる要件の全てに該当する重度障害者とする。 ⑴　市内に住所を有する　　者であること。

【別紙２】

新（改正案）	旧（現行）
⑵　医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿又は被扶養者であること。ただし、６５歳以上の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第５０条各号に規定する被保険者であること。	⑵　医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者（以下「被保険者等」という。）又は被扶養者であること。ただし、６５歳以上の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第５０条各号に規定する被保険者であること。
２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者から除くものとする。	２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者から除くものとする。
⑴及び⑵　略	⑴及び⑵　略
⑶　田川市子ども医療費の支給に関する条例（昭和４８年条例第５号）第２条第１号に規定する子どもの<u>うち、その保護者が同条例に基づく子ども医療費の受給資格者であるもの</u>	⑶　田川市子ども医療費の支給に関する条例（昭和４８年条例第５号）第２条第１号に規定する子ども＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
⑷　重度障害者の前年の所得（１月から９月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（<u>昭和５０年政令第２０７号</u>。以下「施行令」という。）第７条に規定する額を超えるときの当該重度障害者	⑷　重度障害者の前年の所得（１月から９月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（<u>昭和２０年政令第２０７号</u>。以下「施行令」という。）第７条に規定する額を超えるときの当該重度障害者
⑸から⑺まで　略	⑸から⑺まで　略
（重度障害者医療費の支給）	（重度障害者医療費の支給）
第４条　市は、重度障害者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による<u>医療</u>に関する給付が行われた場合において、当該<u>医療</u>に要	第４条　市は、重度障害者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による<u>療養</u>に関する給付が行われた場合において、当該<u>療養</u>に要

【別紙２】

新（改正案）	旧（現行）
する費用の額（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う医療保険各法の保険者が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が当該医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。）を、当該重度障害者又はその保護者に対し、重度障害者医療費として支給する。ただし、当該重度障害者医療費のうち、医療機関（薬局を除く。）ごとに次の各号に規定する額については支給しない。 ⑴及び⑵　略 ２から４まで　略 第５条から第１２条まで　略 （障害者施設等に入所した場合の特例） 第１３条　第３条第１項第１号の規定にかかわらず、田川市の決定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第６項に規定する主務省令で定める施設、同条第１１項に規定する障害者支援施設、同条第１８項に規定する共同生活援助を行う共同生活住居、同条第２９項に規定する福祉ホーム又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施	する費用の額（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う医療保険各法の保険者が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が当該医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。）を、当該重度障害者又はその保護者に対し、重度障害者医療費として支給する。ただし、当該重度障害者医療費のうち、医療機関（薬局を除く。）ごとに次の各号に規定する額については支給しない。 ⑴及び⑵　略 ２から４まで　略 第５条から第１２条まで　略 （障害者施設等に入所した場合の特例） 第１３条　第３条第１項第１号の規定にかかわらず、田川市の決定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第６項に規定する厚生労働省令で定める施設、同条第１１項に規定する障害者支援施設、同条第１７項に規定する共同生活援助を行う共同生活住居、同条第２８項に規定する福祉ホーム又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施

【別紙２】

新（改正案）	旧（現行）
設のぞみの園法（平成１４年法律第１６７号）第１１条第１号により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の４に規定する養護老人ホーム、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第１１項に規定する特定施設（介護保険特定施設）及び同条第２５項に規定する介護保険施設（以下「障害者施設等」という。）に入所等をしたため、障害者施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者は、田川市が行う重度障害者医療費の支給対象者とする。	設のぞみの園法（平成１４年法律第１６７号）第１１条第１号により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設、老人福祉法＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿第２０条の４に規定する養護老人ホーム、介護保険法＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿第８条第１１項に規定する特定施設（介護保険特定施設）及び同条第２５項に規定する介護保険施設（以下「障害者施設等」という。）に入所等をしたため、障害者施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者は、田川市が行う重度障害者医療費の支給対象者とする。
２　第３条第１項第１号の規定にかかわらず、児童福祉法第７条第１項に規定する児童福祉施設のうち、障害児入所施設又は同法第６条の２の２第３項＿＿＿＿に規定する指定発達支援医療機関（以下「障害児施設等」という。）への入所又は入院に関し、障害児施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者であって、当該障害児施設等に入所又は入院した際、市内に住所を有していたと認められるものは、田川市が行う重度障害者医療費の支給対象者とする。	２　第３条第１項第１号の規定にかかわらず、児童福祉法第７条第１項に規定する児童福祉施設のうち、障害児入所施設又は同法第６条の２の２第１項第３号に規定する指定発達支援医療機関（以下「障害児施設等」という。）への入所又は入院に関し、障害児施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者であって、当該障害児施設等に入所又は入院した際、市内に住所を有していたと認められるものは、田川市が行う重度障害者医療費の支給対象者とする。
第１４条　略	第１４条　略

【別紙２】

○田川市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（昭和５８年条例第９号）新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
第１条　略 （定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴及び⑵　略 ⑶　児童　母子家庭の母又は父子家庭の父に現に扶養されている１８歳未満の児童（６歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者を除く。以下同じ。）をいう。 ⑷及び⑸　略 （対象者） 第３条　この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。 ⑴及び⑵　略 ２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者から除くものとする。 ⑴及び⑵　略	第１条　略 （定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴及び⑵　略 ⑶　児童　母子家庭の母又は父子家庭の父に現に扶養されている１８歳未満の児童　　をいう。 ⑷及び⑸　略 （対象者） 第３条　この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童であって、次の各号に　　該当するものとする。 ⑴及び⑵　略 ２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者から除くものとする。 ⑴及び⑵　略

【別紙２】

新（改正案）	旧（現行）
⑶　田川市子ども医療費の支給に関する条例（昭和４８年条例第５号）第２条第１号に規定する子どものうち、その保護者が同条例に基づく子ども医療費の受給資格者であるもの ⑷から⑽まで　略 ３　略 第４条から第７条まで　略 （支給の方法） 第８条　略 第９条から第１４条まで　略	⑶　田川市子ども医療費の支給に関する条例（昭和４８年条例第５号）第２条第１号に規定する子ども＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ⑷から⑽まで　略 ３　略 第４条から第７条まで　略 （支払の方法） 第８条　略 第９条から第１４条まで　略

【別紙２】